

ひと筆

証拠の切り株を訪ねて



東京弁護士会会員

稲益 みつこ

Inamasu, Mitsuko

湯西川へ

5月の連休、湯西川を訪ねた。鬼怒川を過ぎて更に奥へ。源氏に追われ落ち延びた平家とその湯で傷を癒したという温泉の湧出するところである。しかし旅の目的は温泉ではなく、ある事件の現場を見に行くことであった。

原告は栃木県塩谷郡栗山村大字湯西川（旧湯西川村、栗山村と合併）、被告は国。明治38年第230号 国有林及国有地下^{さげもどし}戻請求事件というのが、その事件である。

湯西川村は江戸時代より2万1430町歩の山林を村有として利用してきたが、明治6年からの地租改正の折、これが国有に編入されてしまった。その結果木工品等に必要な材木は営林署から払下げを受けなければ入手できなくなり、村人の生活には突然に多くの難を生ずることとなった。明治32年、国有地についてかつて所有・分収の事実があった者に対し国有地下戻しを認める国有土地森林原野下戻法が公布され、村は同法に基づき山林の下戻申請をしたが、認められなかった。そこでこれを不服とし村が提起したのが、この訴訟である。地租改正は明治の土地・税制の大改革であったが、拙速の批判もあり、このような紛争を多く生んだようだ。明治38年に提起されたこの事件は行政裁判所で審理されていたが、戦後高等裁判所の管轄となり、47年間の審理を経て、昭和27年に村側勝訴の判決がなされた。

湯西川村の闘い

訴訟の過程で原告代理人弁護士も交代したようだが、戦後この事件を担当した宮崎直二弁護士（東京弁護士会会員）は、私の曾祖父にあたる。そのため事件のことは断片的に聞いていたが詳細は知らず、いつか現地に行きたいと思っていた。

訴訟の概略は、まず訪ねた日光市役所湯西川支所（栗山村は2006年日光市に合併）前の「湯西川山林の碑」の碑文に示されていた。碑によれば、審理では「実地検証を行ふこと2回10日間 検証に立会ひたる者約40名に及び 村側証人として証言した者（中略）11名 証拠として提出した書類甲第1号証から甲第45号証の45種」の証

ひと筆

掘調べがあり、「昭和27年1月23日午後1時東京高等裁判所民事第5部裁判長齊藤直一に依って村側全勝の判決を言い渡され 茲に本山林全部村有に帰した」が、「此訴訟の係争約50年間 此間農林大臣の更迭すること65人 栗山村長の更迭すること7人 裁判長の更迭すること5人に及び 日本裁判史上最大最長の訴訟としてラジオは3回連続してこれを放送し 各新聞は連日に亘ってこれを報道した」という。村にとって切実で、苦勞のあった裁判であったろう。判決のときは関係者のむせび泣く声が漏れたといい、碑文の文面からも、当時の村の熱い思いが感じられた。

勝訴証掘の記念林

さて、裁判当時をよく知る祖母等から、折に触れ聞かされていたのが「事件の決め手は切り株だった」ということだった。いったい何か。

「勝訴証掘記念林の碑」という碑がある、と聞いていたが場所不明だった。事前入手した情報を手掛かりに温泉街を抜け更に山奥へ、急で細い山道をたどっていくと目的の碑を見つけた。切り株の形である。胸が高鳴った。ふと隣を見ると「証掘記念林155m」という矢印が立っている。道という道もないが、どうやら上の方になにかありそうだと、腐葉を踏みしめ、えいやと登って行ってみる。そこには「勝訴証掘記念林のあらまし」という切り株の断面図が示された案内板と、チェーンで囲まれた榎さくらの木々の一角があった。気持ちはますます高揚した。

その名のとおり、ここは裁判で実地検証が行われた場所。「植木取極議定書」(村側証掘)に基づき植林されたと思われる榎を伐採し年輪を数えたら、議定書の記録と一致した、ということだった。昭和35年8月8日夕刊の産経新聞が、裁判後財産区となった湯西川の記事を掲載し「年輪論争で勝つ」との見出しの下、曾祖父が証掘調べを語る様子が記されている。「なかでもハシタテ平に関する古文書の実地検証は劇的な光景だったという。古文書によれば文政6年に杉とサワラを植林したと書かれてあった。『ちょうどツルゲーネフの“あいびき”の中に出てくるような原始林なんですよ。目のあたり、約100近い杉とサワラがそびえているじゃありませんか。営林署側は、だいたい60年くらいだというんです。もし文政6年(注：正しくは安政)なら96年目だった。裁判所、農林省、地元民、弁護士50人の目の前で、大木が切り倒されました。その切り口の年輪が、1年の誤差もなく、96あったとき』その感激は、生のある限り忘れられないと、宮崎氏は目をしばたいた。」と、嬉しそうな表情で語る恰幅のよい曾祖父の写真が載っている。案内板には「当時の榎の木も少なくなり、この地を知る人も少なくなってきた。そこで、この付近一帯を『勝訴証掘記念林』とし先人達の熱い思いを後世に伝える」とあった。

ひと筆

やしおっつじ ハ潮躑躅の花向こう

旅から帰り、行政裁判所判決録から判決文を入手した。判決主文は次のとおり。

原告に対する明治38年3月15日附農商務省指令林第5601号、国有林野下戻の件
聞届け難しとの指令を取り消す。

被告は原告に対し、別紙目録記載の国有林野を下げ戻すべし。

訴訟費用は被告の負担とする。

下戻しを認めなかった農商務省指令を取り消しただけでなく、更に下戻しを命じている。かつて議論があり、平成16年の行政事件訴訟法で法定された義務付訴訟の性質を、既に持つようにも思え興味深く、関連する諸制度についても関心が募る。

勝訴の後、曾祖父が知友等に乞われ編纂した準備書面が残っている。多くは下戻法の解釈及び証拠の整理と評価に費やされているが、国側証人が村に山林を戻したら濫伐のおそれがあると主張したようで、筋違いだとの批判を冒頭で展開していた。いわく「下戻法訴訟は下戻法が、明治時代の思想に依って表示されて居るため、その表示には何となく政府が国民に下げ使わずと云ったような響きがありますが、その本質は所有権確認の訴えであって、本来の所有者が、所有者たりし証拠を提出して、自己の所有権を主張する訴訟である。従而濫伐の虞れがあるから下戻ししない、濫伐の虞れがないから下戻すと云うような性質の訴訟ではありません」と。行政裁判所が廃止され官民が同じ土俵で戦えるようになった時代の流れに勝機を見だし、江戸時代の土地制度を探求し、牛車で村に通い、山林を歩き、村の方々からの話を掘り起こしながら、気概を持って事件に取り組んだのであろうと想像するのである。

帰路につく日の朝、淡い桜と見まごうようなハ潮躑躅の白い花びらがふわっと風に舞う様が、宿のロビーから見えた。光を受け美しかった。曾祖父は100歳で没した。光の中でようやくバラバラとしていた断片がつながってきた。そして「いらっしゃい、よく来たね」と、いつも訪問時に出迎えてくれた曾祖父の声が、どこかで聞こえたように思った。

*引用部分にかかる漢数字は、算用数字に置き換えて引用した。



勝訴証拠記念林の碑



90歳頃の曾祖父と3歳頃の筆者